

## 公開口頭審理傍聴処理要領

### 西予市公平委員会

|       |  |
|-------|--|
| 事案名   | 令和7年3月31日付分限免職処分に対する審査請求事案   |
| 開催日時  | 令和7年12月16日（火）午後2時～   |
| 場所    | 西予市役所 本庁舎5階大会議室<br>西予市宇和町卯之町三丁目434番地1<br>電話 0894-62-6400   |
| 傍聴席数  | 30席  |
| 事案の概要 | 市立病院及び老健施設つくし苑の指定管理者制度導入による職制の廃止に伴い、地方公務員法（第28条第1項第4号）の規定に基づき行われた分限免職処分（整理退職）について、これを不服とした者110名が同法第49条の2第1項の規定により処分の取消しを求めたもの。なお、本件は審査請求人の請求により公開口頭審理により審査される。 |

1 抽選券交付日時 当日（令和7年12月16日（火））

午後1時30分～1時40分（10分間）

上記時間において抽選券の交付を受けなかった者は、抽選に参加することができない。

抽選券は、1人につき1枚交付する。

2 抽選券交付場所 西予市役所 本庁舎5階大会議室入口

3 抽選の実施・傍聴券の交付

(1) 当日、抽選券の交付数が傍聴席の数を超えた場合には、抽選を実施する。

・抽選場所 西予市役所 本庁舎5階大会議室

・抽選時刻 午後1時40分

- (2) 抽選は、抽選券の整理番号順にくじ引きの方法により行い、当選者に傍聴席と同数の傍聴券を受付で交付する。
- (3) 傍聴券は、当日に限り有効とする。

#### 4 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - ① 傍聴券を持たない者
  - ② 酒気を帶びている者
  - ③ 凶器の類その他危険のおそれのある物品を持っている者
  - ④ プラカード、のぼり、旗その他会議場に持ち込むことが不適当と認められる物品を持っている者
  - ⑤ はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用する等通常の服装をしない者
  - ⑥ その他、委員長において傍聴を不適当と認める者
- (2) 傍聴者は、会場内では次の事項を守らなければならない。
  - ① 傍聴席以外において傍聴しないこと。
  - ② みだりに席を離れないこと。
  - ③ 飲食、喫煙等をしないこと。
  - ④ 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - ⑤ 静かに傍聴し、私語、談笑その他審理の妨害になるような行為をしないこと。
  - ⑥ 撮影、録音等を行わないこと（報道関係者の下記5-(3)の2分間を除く。）。
  - ⑦ その他、西予市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則を順守すること。

#### 5 報道関係者の取扱い

- (1) 当日は、上記一般傍聴席とは別に相当数の報道関係者用傍聴席を設置する。
- (2) 会場の都合上、報道関係者の傍聴は、1社につき1名とする。
- (3) 会場内の写真・ビデオの撮影は、職員の指示に従い、口頭審理開始直前の2分間に限り行うこととする。この場合において、公平委員

は着席するものの、被写体となることを望まない当事者や傍聴者は、撮影終了を待って着席することとする。

会場内への写真機、テープレコーダーの持込みや会場外へのスピーカーの設置は、上記時間を除き許可しない。なお、上記時間が経過後は、機材撮影者は、機材とも直ちに会場外へ退出するものとする。

(※報道傍聴者 1名は、引き続き傍聴が可能。)

## 6 その他

(1) 傍聴者は西予市宇和文化会館裏大駐車場を利用すること。

### 問い合わせ先

西予市公平委員会事務局  
佐藤・徳永

電話 0894-62-6400